

IV NACCS専用口座の廃止

2014年8月28日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



1. NACCS専用口座の廃止

NACCS専用口座について、以下のとおり見直しを行う。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	NACCS専用口座の廃止	
2. 現行仕様	関税等の即納における納付方法は以下の4種類となっている。 <ul style="list-style-type: none">・直納・MPN利用・口座振替（専用口座）・口座振替（リアルタイム口座）	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	<ul style="list-style-type: none">・銀行利用者の事務負担、銀行システム維持管理費等を軽減させる。・リアルタイム口座振替による納付が増加してきている。・リアルタイム口座振替に対応する銀行が増加してきている。	
4. 次期仕様	納付方法のうち、口座振替（専用口座）を廃止する。	
5. その他	平成28年度末までに専用口座を廃止する方向で検討する。	

2. 口座振替方式の現状（1）

（平成26年8月20日現在）

	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：48行61支店 ⇒ 44行55支店	銀行：45行全支店 ⇒ 60行全支店 信用金庫：0信用金庫 ⇒ 194信用金庫
サービス提供時間 （最大※1）	年中 06:00～21:00（※2）	年中 00:00～24:00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略 （NACCSから振替完了通知書の出力が可能）
各方式に対する評価	口座への積増しの反映が翌日等、一部機能において利便性に劣る	口座への積増しが即時に反映される等、総じて利便性に優れる

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。

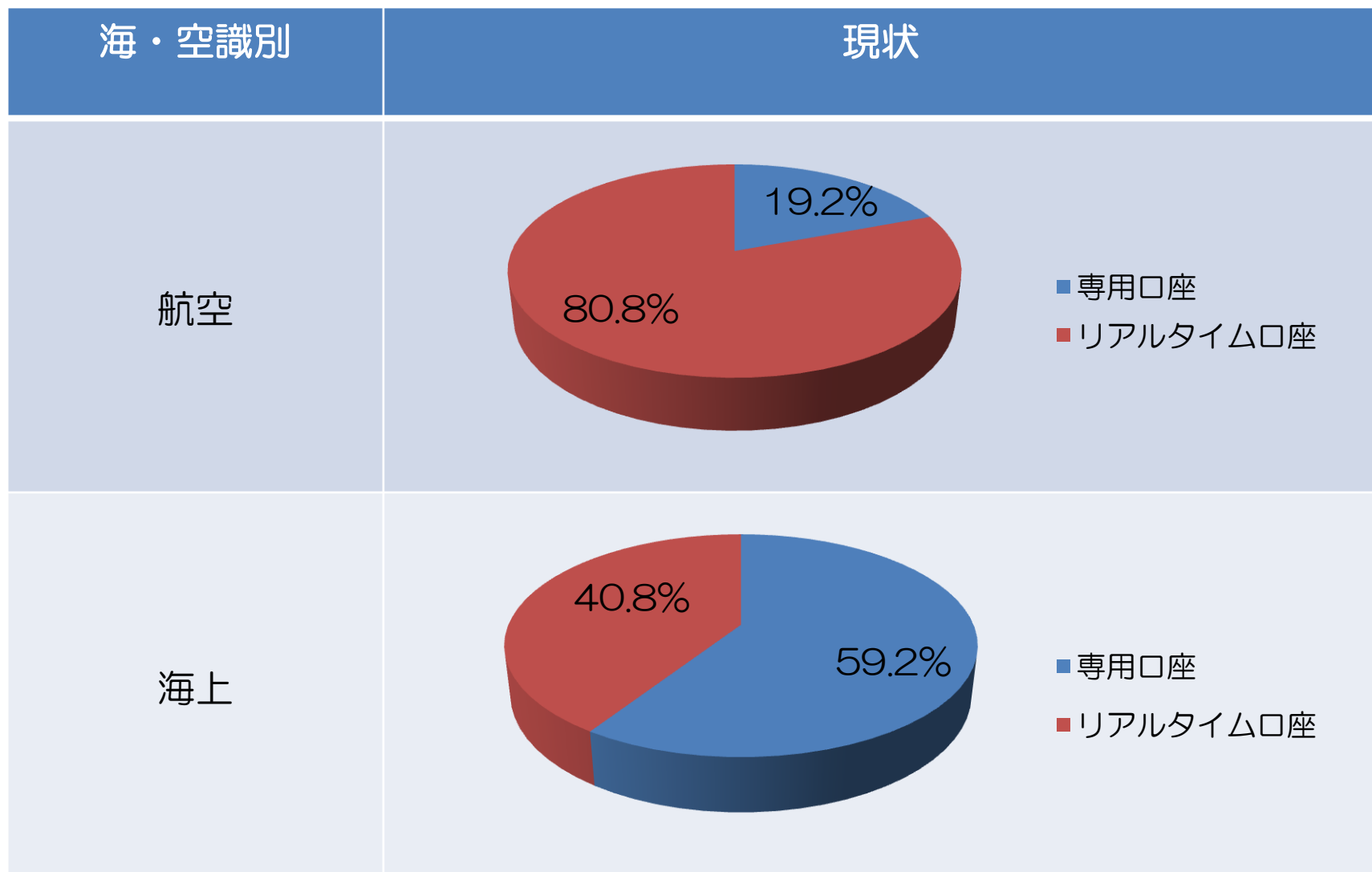
※2 銀行グループ毎に異なる。

※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間外を除く。
1月1日 20:15～1月2日 05:40
6月、9月の第3日曜日 00:00～05:40

2. 口座振替方式の現状（2）

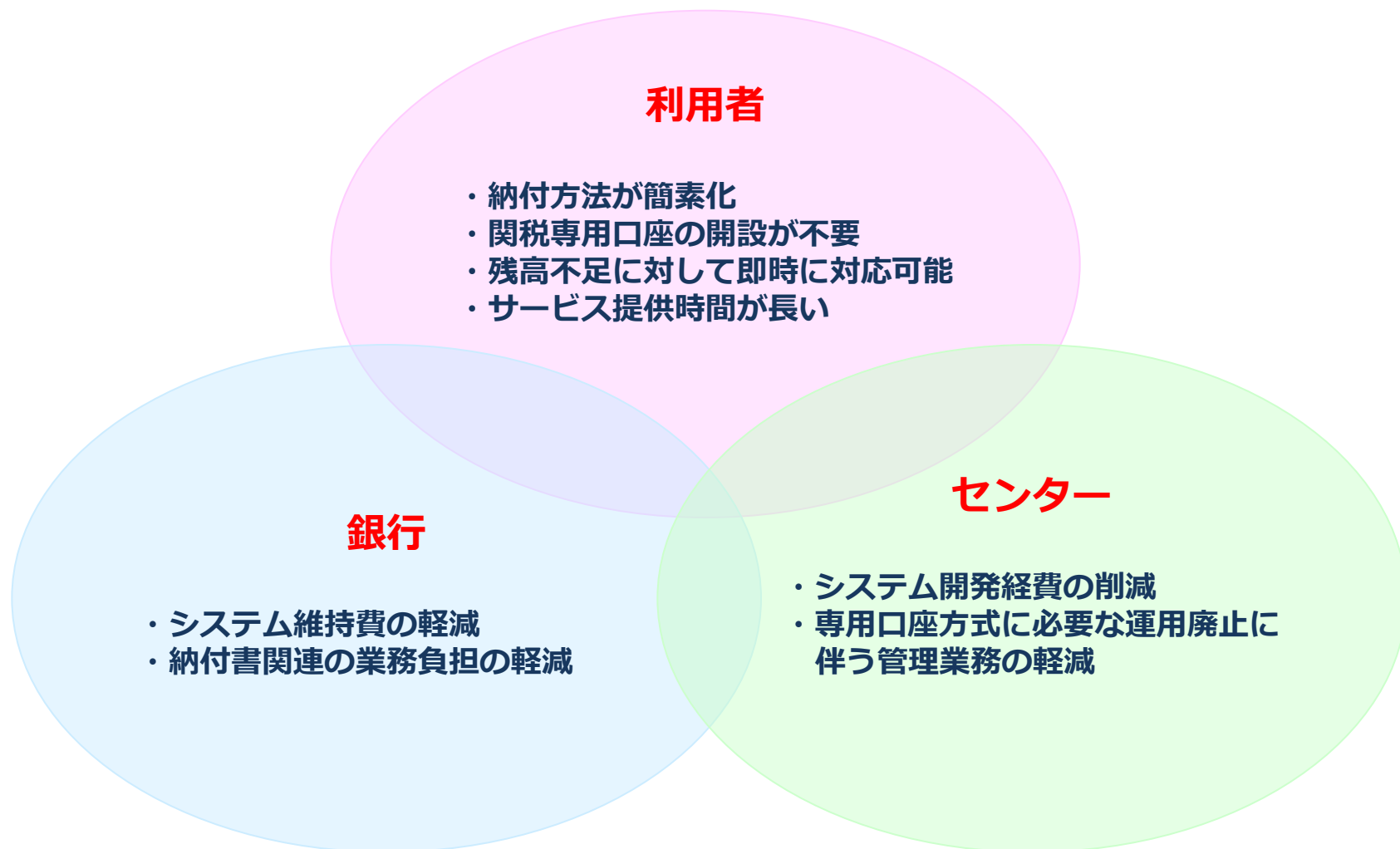
NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比率

(平成26年5月19日～7月31日実績)



3. 専用口座振替廃止のメリット

専用口座振替を廃止することによって、以下のメリットが考えられる。



4. オンライン業務・管理資料の廃止

専用口座振替を廃止した場合、以下のオンライン業務、管理資料が廃止される。

○廃止対象オンライン業務

業務コード	業務名
IBA	口座照会
PAY	ペイメント情報照会
BAA/BAA01	口座照会/口座残高証明額訂正
DLS05	納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更

○廃止対象管理資料

業務仕様書コード	管理資料名
I07	納付書集計データ
I08	連記式領収済通知書情報
I09	連記式領収控情報
I10	歳入金等受入報告表情報
I11	口座振替用納付書送付書情報

5. NACCS専用口座の廃止前後の影響 (1)

NACCS専用口座の廃止は平成28年度中を予定しているが、具体的な廃止日は各銀行により異なると思われる。仮に平成29年3月末で専用口座を廃止した場合のNACCS業務への影響等については以下のとおり。

1. NACCS専用口座利用可能期間

区 分		~H29/2月	H29/3月	H29/4月	H29/5月~
		NACCS専用口座の利用(振替)可能期間		NACCS専用口座の利用(振替)不可期間	
①	➢輸入申告等(②、③を除く)	→			
	➢修正申告 ➢とん税等納付申告	→			
②	➢引取申告 (申告種別「H」「N」)	→			
	➢特例申告 (申告種別「T」「V」)	- - - - -	→		
③	➢引取・特例申告	→			

▲ 3/31 口座振替処理自動起動

※システムの制御ができないため、3月でも申告時に専用口座を選択できてしまう。

- ① 輸入申告等(引取、特例申告を除く。)、修正申告及びとん税等納付申告については、平成29年3月31日までNACCS専用口座による口座振替えが可能。
 - ② 引取申告(IDA業務等の申告種別「H=輸入(引取)申告」、「N=特例委託引取申告」)後の特例申告(IDE業務等申告種別「T=特例申告」、「V=特例委託特例申告」)については、平成29年3月31日までNACCS専用口座による口座振替が可能。
 - ③ 引取・特例申告(IDA業務等申告種別「J=輸入(引取・特例)申告」、「P=特例委託輸入(引取・特例)申告」)については、平成29年2月28日までNACCS専用口座による申告が可能。3月31日に特例申告口座一括引落とし処理(2KZ)が自動起動する。
- ※ NACCS専用口座廃止日までに納税まで完了する必要があります。

5. NACCS専用口座の廃止前後の影響（2）

2. NACCS専用口座廃止日（例：3/31）を跨った申告等の影響及び対処方法

① 輸入申告／とん税等納付申告

➤ 輸入申告（BPを除く）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（IDA等）前	事項登録（IDA等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（IDA等）後、申告（IDC等）前	申告（IDC等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
申告（IDC等）後、審査終了前	審査終了時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
口座不足で許可保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。

➤ 輸入申告（BP）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録前	事項登録（IDA等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録後、BP申請前	BP申請（IDC等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
BP申請後、BP審査終了前	BP審査終了は正常終了する。その後のIBPまたはIBP審査終了時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
BP審査終了後、IBP審査終了前	IBP審査終了時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
IBP審査終了後 口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	<u>業務実施者による変更はできないため、直納またはMPNへの変更を税関に申し出る。</u>

5. NACCS専用口座の廃止前後の影響（3）

① 輸入申告／とん税等納付申告（つづき）

▶修正申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（AMA）前	事項登録（AMA）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（AMA）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（AMA）後、申告（AMC）前	修正申告（AMC）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（AMA）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	<u>修正申告は申告後の変更はできないため、直納またはMPNへの変更を税関に申し出る。</u>

▶とん税等納付申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告（TPC）前	TPC実施時にエラー（口座使用不可）となる。	TPC業務により納税方法識別を専用口座以外にする。
口座振替後	影響なし。	対処不要。

5. NACCS専用口座の廃止前後の影響（4）

② 特例申告（引取申告後）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
引取申告（IDC）前	引取申告は正常に終了する。 特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
引取許可後、特例申告前	特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
特定日(※)前の特例申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可）となり直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNへの変更を税関に申し出る。
特定日(※)後の特例申告後	影響なし。	対処不要。

（例）特定日前後の特例申告への影響



(※) 特定日は引取申告の翌月20日

5. NACCS専用口座の廃止前後の影響（5）

③ 引取・特例申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告前	引取申告（IDA）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可）となり、直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNへの変更を税関に申し出る。

3. 専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で第6次NACCSが更改した場合の影響

NACCS専用口座の利用可能期間中にNACCS専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で、第6次NACCSが更改した場合は、前記2と同様の影響があるが、前記2の対応により基本的に後続業務を実施することができます。

なお、前記2の対応ができない場合は、税関に申し出てください。

◎ 留意事項

- NACCS専用口座の廃止は、平成28年度中を予定していますが、移行時の混乱をできるだけ回避するため、可能な限り早い段階でリアルタイム口座振替方式への切り替えをお願いいたします。
- NACCS専用口座の廃止は、銀行の切り替えスケジュールに依存しますので、各銀行の切り替えのタイミングで個別に留意事項を整理し、利用者の皆様にNACCS掲示板等でお知らせする予定です。